浜の宮中学校 いじめ防止基本方針

―生徒指導は生徒理解に始まり、生徒理解に終わる―

2025.5 浜の宮中学校

Ⅰ　いじめる心理から考える基本方針

いじめの衝動を発生させる要因として次のことがある。

①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者に攻撃することで解消しようとする）
②集団内の異質な者への嫌悪感情（集団の過度なまとまりや同調圧力、拘束力が高まり、学級や部活集団で基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられるようになる）
③ねたみや嫉妬（しっと）感情　④遊び感覚やふざけ意識
⑤金銭などを得たいという意識　⑥被害者となることへの回避意識

いじめる生徒の要因の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。
そこで、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を常に示しながら、いじめが起きてからどう対応するかという以上に、どうすれば起きないようになるのかという点に注力し、次の方針でいじめ防止を行う。

Ⅱ　生徒指導の重層（四層）的な支援構造を基盤とした、いじめ防止対策

特別な指導・援助の必要な特定生徒への対応
「加古川市いじめ防止・対応マニュアル」の活用
校内連携型支援チーム、警察など関係機関との連携、いじめ対策委員会設置

❶ 問題行動のリスク（予兆）が高まった生徒への対応
見立て（経験）に加え、客観的な生徒理解、学校環境適応感尺度アセス、生活アンケート、生活ノート、成績の急低下、不登校傾向、遅刻・早退、乱れた服装
→ 面談、教育相談、家庭訪問、ケース会議、校内連携型支援チーム開始
（生徒指導主事、養護教諭、SC、SSW、MS、教育相談センターや県市関係機関）

即応的
認知したらすぐに対応

継続的
組織的に粘り強く取組む

いじめを予防するための２つの生徒指導 ❶❷を実践

❷ 意図的・組織的な未然防止のための教育プログラム

【全ての生徒への教育プログラム】　いじめ防止教育（いじめの傍観者を「仲裁者」や「相談者」へ転換）、SOS の出し方（援助希求）教育「TALK の原則」「きょうしつ」、自殺予防教育、教育相談週間（全員）、いじめの場面でのロールプレイ、ソーシャルスキルトレーニング、学校園ユニットによる校種間連携の推進、情報モラル教育、生徒会活動の活性化を図り「心の絆プロジェクト活動」の推進、薬物乱用防止教育等

【教育プログラムを行う際の全生徒への教職員の姿勢】　①「誰も助けてくれない」という無気力感を取り払う　②いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝える　③大人の思い込みで生徒の心情を勝手に受け止めない　④「つらさや願いを語る」ことのできる安心感ある生徒との関係をつくる　⑤安全な居場所が学校にも学校外にもあることを伝える　⑥教職員集団の専門性・同僚性の構築を進める

誰もが行きたくなる浜の宮中学校となる学校教育・生徒指導

あたたかい言葉による声掛け、挨拶、励まし、賞賛、承認、対話、寄り添い、徹底的な生徒への理解、インクルーシブ教育を基盤とした授業、ホームルーム活動、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間、自己の将来をデザインするキャリア教育、体験学習、学校行事、地域学校協議活動（地域活動）、ボランティア活動、自主的・自発的な部活動、安心感を与える校内見回り、PTA・学校運営協議会の支援

◆学校での集団指導を通して、一人一人の生徒が集団（市民社会）の形成者であることを自覚できるようにする
◆サイバー空間での SNS によるいじめなどが見えにくい難しさを考え、全ての生徒への前向きな取組を行う
①安心して生活できる　②個性を発揮できる　③自己決定の機会を持てる　④集団に貢献できる役割を持てる
⑤達成感・成就感を持つことができる　⑥集団での存在感を実感できる　⑦他の生徒と好ましい人間関係を築ける
⑧自己肯定感・自己有用感を培うことができる　⑨自己実現の喜びを味わうことができる

全ての生徒に対して、すべての教育活動で常態的・先行的に

【児童の権利に関する条約　４つの原則】
①生徒に対するいかなる差別もしないこと　②生徒にとって最も良いことを第一に考えること
③生徒の命や生存、発達が保障されること　④生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること

【いじめの定義】「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

【いじめの解消】①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること　②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・H26 年６月策定　・H29 年４月改定　・H30 年６月改定　・R５年４月大改定　・R７年５月一部改定